

- 「平成28年度 化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書（第1回）」を公表します
～オルトートルイジンを規制対象とし、製造・取り扱い業務について健康障害防止措置を事業者に義務付ける必要があると結論～

（平成28年 8月26日）

厚生労働省では、化学物質による労働者の健康障害を防止するため、発がん性などの有害性が疑われる化学物質のリスク評価を行っています。

このほど、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」（座長：菅野誠一郎 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際センター 特任研究員）を開催し、健康障害防止のための具体的措置を検討すべきと判断された「オルトートルイジン」について、具体的な健康障害防止措置の検討を行っていただき、報告書を取りまとめましたので、公表します。

検討の結果、オルトートルイジンとこれを含む製剤その他の物を製造し、または取り扱う業務について、事業者に対して、特定化学物質障害予防規則の「特定第2類物質」に対する措置と同様の措置である作業環境測定の実施、発散抑制措置、特殊健康診断の実施などに加えて、当該物質に対する不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴や、保護眼鏡を労働者に使用させることなどを義務付けることが必要であるとされました。

今回の報告書を受けて、厚生労働省では、関係法令の改正を行う予定です。

なお、別途検討するとされていた特殊健康診断の具体的事項については、本日「第1回平成28年度労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」で検討が行われ、別添3のとおり、とりまとめられました。

（編注：詳細は厚生労働省ホームページ参照、<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000134681.html>）

（別添1）

化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書の概要及び今後の対応

1 検討対象物質

オルトートルイジン

2 検討の経緯

平成28年7月28日に公表された「化学物質のリスク評価検討会報告書（オルトートルイジンに対する今後の対応）」において、オルトートルイジンについては、健康障害防止のための具体的措置を検討することが必要であるとされた。これを受けて「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」において、講ずべき具体的な措置の検討を行った。

3 検討手順

検討に当たっては、業界団体などからのヒアリング結果を踏まえ、健康障害防止措置の具体的な内容、規制による影響を検討した。

4 検討結果

＜オルトートルイジン＞

オルトートルイジンとこれを含む製剤その他の物を製造し、または取り扱う業務について、事業者に対して、「特定化学物質障害予防規則」（以下「特化則」という。）の「特定第2類物質」※に対する措置と同様の措置である作業環境測定の実施、発散抑制措置、特殊健康診断の実施などに加えて、当該物質に対する不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴

や、保護眼鏡を労働者に使用させることなどを義務付けることが必要である。

また、オルトートルイジンの有害性を勘案し、事業者に対して、特化則の特別管理物質に対する措置と同様の措置である作業の記録の保存（30年間）などを義務付けることが必要である。

※ 特定第2類物質

がんなどの慢性障害の発生を防止するため、ガス、蒸気または粉じんの発生源を密閉させる設備または局所排気装置を設けるための設備を必要とする物で、かつ、大量漏洩による急性中毒を防止するための一定の設備を必要とすべき物質。

5 今後の対応

この報告書を受けて、厚生労働省では、関係法令の改正を予定（平成28年11月頃公布、平成29年1月施行）。

（別添2）

平成28年度 化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書（第1回）

1 はじめに

職場における化学物質の取扱いによる健康障害の防止を図るため、国では、平成18年度から、重篤な健康障害のおそれのある有害化学物質について、労働者のばく露状況等の関係情報に基づきリスク評価を行っている。

本検討会は、リスク評価において労働者へのリスクが高いと認められた化学物質に関し、ばく露防止措置等の健康障害防止措置について検討することを目的とする。

2 検討の経緯等

平成28年7月28日に公表された「化学物質のリスク評価検討会報告書（オルトートルイジンに対する今後の対応）」において、オルトートルイジンについては、健康障害防止のための具体的措置を検討することが必要であるとされた。その概要は次のとおりである。

オルトートルイジンの有害性情報、製造・取扱状況、福井県の化学工場における膀胱

がん発症に関する調査などを踏まえ、職業がんの予防の観点から、オルトートルイジンの製造・取扱作業について制度的対応を念頭に置いて、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」などにおいて具体的措置を検討することが必要である。

3 検討手順

具体的な措置の検討に当たっては、平成22年度の検討会で取りまとめられた「健康障害防止対策の検討手順」を踏まえつつ、対象物質について検討シートを使用して評価を行った（参考1「健康障害防止対策の検討手順」：編注、略）。

また、検討に当たっては、化学工業関係団体の計2団体からヒアリングを行った。

4 検討会開催状況

(1) 参集者（編注：略）

(2) 検討会の開催経過

平成28年度 第3回

平成28年8月8日(月)

5 健康障害防止措置の検討結果

オルトートルイジン及びオルトートルイジンを含む製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業については、当該物質の有害性情報、製造・取扱状況、福井県の化学工場における膀胱がん発症に関する調査等を踏まえ、これらによる健康障害を防止するため、事業者に対して、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）の「特定第2類物質」に対する措置と同様の措置である作業環境測定の実施、発散抑制措置、特殊健康診断の実施等を義務付けることが必要である。加えて、日本産業衛生学会、ACGIH（米国産業衛生専門家会議）等において、オルトートルイジンについては、経皮吸収が大きく全身に健康影響を及ぼすとされており、福井県の化学工場における膀胱がん発症に関する調査において、一部の作業については直接手指で当該物質に触れていたこと、夏場は半袖の化学防護性のない一般的

な服装で作業していたこと、当該物質を含有する有機溶剤でゴム手袋を洗浄して繰り返し使用することは多くの労働者が行っていたことなどから、当該物質が労働者の皮膚に接触し、長期間にわたり労働者の皮膚から吸収されていたことが示唆されているため、事業者に対して、当該物質に対する不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに保護眼鏡を労働者に使用させること、また、これらの保護具について、常時有効かつ清潔に保持することを義務付けることが必要である。

また、オルトートルイジンは、ヒトに対して発がん性の可能性があることを勘案し、事業者に対して、特化則の特別管理物質に対する措置と同様の措置である作業の記録の保存(30年間)等を義務付けることが必要である。

〈参考2〉

対象物質の「健康障害防止措置の検討シート」
(編注：参考1・2，別紙，略)

(別添3)

第1回平成28年度労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会の検討結果

本日(平成28年8月26日(金))、「第1回平成28年度労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」(座長：櫻井治彦(公財)産業医学振興財団理事長))を開催し、オルトートルイジンに関する特殊健康診断について検討を行った。

検討の結果、オルトートルイジン及びこれを含有する製剤その他の物を製造し又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対する特殊健康診断の項目としては、次のものが適当であるとされた。

1 一次健康診断の項目

- (1) 業務の経歴の調査
 - (2) 作業条件の簡易な調査
 - (3) オルトートルイジンによる頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
 - (4) 頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
 - (5) 尿試験紙法による尿潜血検査
- 【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】
- (6) 尿中のオルトートルイジンの量の検査
 - (7) 尿沈渣検査鏡、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

2 二次健康診断の項目

- (1) 作業条件の調査
- 【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】
- (2) 膀胱鏡検査、腹部超音波検査、CT尿路造影、静脈性尿路造影等の尿路系腫瘍に関する検査
 - (3) 血液中のメトヘモグロビンの量の検査
 - (4) 赤血球数、網状赤血球数等の赤血球系の血液検査

※オルトートルイジン及びこれを含有する製剤その他の物を製造し又は取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者であって現在も使用している者に対する特殊健康診断の項目については、上記の項目を基に、これらの労働者に対して必要な項目を設定する予定である。

(参考) 開催要綱及び参集者名簿(編注：略)

○ 《ラベルでアクション》～事業場における化学物質管理の促進のために～

(平成28年 8月31日)

趣 旨

平成28年6月に施行された改正労働安全衛生法により、人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている化学物質について、

- 1) 譲渡又は提供する際のラベル表示
- 2) 譲渡又は提供する際の安全データシート(SDS)の交付
- 3) 事業場で取扱う際のリスクアセスメントの実施

の3つの対策が義務付けとなりました。

事業者と労働者が、取り扱う化学物質の危険性や有害性を認識し、事業者はリスクに基づく必要な措置を検討・実施し、労働者は危険有害性を理解してリスクに応じた対策を実行することが大切です。

このため、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとして、化学物質のもつ危険有害性を把握し行動を起こすよう、すべての関係者に対し促していきます。

事業者・労働者の実施事項

- 1 製品の容器や包装のラベル表示を確認しましょう。
 - 絵表示(GHSマーク)から、どんな危険有害性があるのかわかります。
- 2 ラベルに絵表示があったら、SDS(安全データシート)を確認しましょう。
 - 手元にSDSがなければ納入元・メーカーから取り寄せます。
- 3 SDSで把握した危険有害性に応じ、リスクアセスメントを行きましょう。
- 4 リスクの高さに応じた対策(リスク低減対策)を講じましょう。
 - リスクに応じて換気や保護具着用を実行し

ます。

- リスクアセスメントの結果やリスク低減対策を労働者に周知します。
- 5 労働者それぞれがラベル表示を理解し、リスクに応じた対策を取れるよう、教育を行いましょ

譲渡提供者(メーカー・流通業者)の実施事項

ラベル表示とSDSの交付は、譲渡提供者の義務です。確実な実施のため、定期的に点検を行いましょ

周知・理解のための資料

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズにそれぞれの事業場で取組みを進めましょ

ポスターの他、絵表示(GHSマーク)に親しむためのカードやペーパークラフトを用意しましたので、是非活用してください。

ペーパークラフトは厚紙に印刷して組み立て、オフィスなどに置いてみてください。

- ポスター(ラベルでアクション)
- ポスター(作業前に絵表示を確認)
- 携帯カード(ラベル絵表示確認カード)
- ペーパークラフト(絵表示12面体)

※詳細は、厚生労働省ホームページ参照。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135046.html>

安衛法におけるラベル表示・SDS(安全データシート)提供制度

※詳細は、厚生労働省ホームページ参照。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html>

○ 化学物質 MOCA（モカ）による健康障害の防止対策について関係業界に要請しました

（平成28年9月21日）

厚生労働省は、本日、（一社）日本化学工業協会や化成品工業協会など計4団体に対して、「3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン」（MOCA）^{※1}について、1法令に基づくばく露防止措置等の徹底、2膀胱がんに関する検査の実施などを要請しました。（要請内容は別添2のとおり）

平成27年12月に明らかになった福井県の膀胱がん事案を契機として、オルトートルイジンを取り扱ったことのある全国の事業場について、労働局・労働基準監督署が調査等を行ったところ、オルトートルイジンを過去に取り扱っていた別の事業場^{※2}の、労働者1名、退職者6名の計7名に膀胱がんが認められました。また、この7名には、オルトートルイジンの取扱歴がない方も含まれていました。このため、所轄の労働局・労働基準監督署や独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という）が、原因究明のため、さらなる調査を行いました。

現時点までの調査で、この7名のうち、5名について、MOCAの取扱歴があることが分かりました。（なお、この事業場では、平成22年以降、MOCAの取扱作業はありません。安衛研では、引き続き、原因究明のための調査を実施しています）

厚生労働省では、今回の団体あての要請とともに、緊急対応として、MOCAを取り扱ったことのある各事業場に対しても、健康障害の防止対策の徹底が図られるよう、労働局・労働基準監督署による調査・指導を実施します。また、MOCAに関する特殊健康診断項目の見直しについては、専門家からなる検討会において、現在検討を進めています。

※1 MOCAは、防水材、床材や全天候型舗装材などに利用されるウレタン樹脂の「硬化剤」で、従来から「特定化学物質障害予防規則」の「特定第2類物質」及び「特別管理物質」とされています。

これにより、MOCAを取り扱う事業者は、作業環境測定の実施、局所排気装置等の設置、健康診断の実施等が義務付けられていますが、健康診断には

膀胱がんに関する項目は含まれていません。MOCAの特性などは、参考資料をご覧ください。

※2 平成28年3月4日付け報道発表資料の別添p.3の「C事業場」

（別添1）

化成品等を製造する事業場における膀胱がん発症事案について

1 事業場の概要

業種：化学工業（化成品等の製造）

労働者数：約200人

2 事案概要

○ 平成27年12月に明らかになった福井県の膀胱がん事案を契機として、オルトートルイジン等を取り扱ったことのある全国の事業場に対して、労働局・労働基準監督署による調査を行ったところ、オルトートルイジンを取り扱ったことのある事業場において、労働者1名、退職者6名、計7名が膀胱がんの病歴又は所見が明らかになった。

（※）平成28年3月4日付け報道発表資料の別添p.3の「C事業場」

○ 膀胱がんの病歴又は所見が明らかになった労働者・退職者とも、全て男性、発症年齢は30代から60代。

○ 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所において、調査を行ったところ、発症者7名のうち5名について、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン（MOCA）（参考資料参照）の取扱歴があるとの情報を得た。なお、これらの中にはオルトートルイジンの取扱歴のない者もいる。

○ なお、当該事業場では、平成22年以降、MOCAを取り扱う作業はなく、関係設備を廃止されているため、関係者からのヒアリングや当時の書類の確認により調査を行った。

○ 厚生労働省としては、引き続き、当該事業場について、原因等の究明作業を行う。

(別添2)

3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン (MOCA) による健康障害の防止対策について

(平成28年9月21日基安発0921第1号,厚生労働省労働基準局安全衛生部長名,関係事業者団体の長宛)

今般,化成品等の製造事業場で,複数の労働者及び退職者に膀胱がんの病歴又は所見があることが明らかになりました(別紙1).

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所の協力も得て作業実態や発生原因について調査を行ったところ,これらの労働者及び退職者のうち多くは,3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(以下「MOCA」という.)を取り扱う作業に従事していたことが判明しました.

MOCAは,特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号,以下「特化則」という.)の特定第二类物質かつ特別管理物質として規制が行われている物質ですが,特化則に基づくMOCAの特殊健康診断の項目に膀胱がんに関する項目が含まれていないこと等から,厚生労働省では,現在,専門家からなる検討会において特殊健康診断の項目の見直しのための検討を行っており,MOCAについてもその結論を踏まえて必要な措置を講じる予定としております.

これらのことを踏まえ,厚生労働省においては,引き続き原因究明のための調査を実施しておりますが,MOCAによる健康障害を防止するため,下記1のとおり法令等の改めでの徹底,下記2及び3のとおり緊急の措置の実施を要請したく,貴会の会員事業場等に対して周知いただきますようお願いいたします.

記

1 特化則に基づくばく露防止措置等の徹底(現在取扱事業場)

MOCAの製造・取扱いを現在行っている事業場においては,特化則に基づくばく露防止措置が徹底されているか確認すること.

その際,設備的な対策のみならず,関係労働者の作業方法や保護具の着用・管理等についても確認を行っていただきたいこと.また,

経気道ばく露に限らず,保護手袋の着用や休憩室への入室の際の付着物の除去状況など,経皮ばく露や経口ばく露のおそれがないかについても点検いただきたいこと.

2 労働者等に対する膀胱がんに関する検査の実施等(現在及び過去取扱事業場)

現在,専門家からなる検討会において特殊健康診断の項目の見直しのための検討を行っており,MOCAについてもその結論を踏まえて必要な措置を講じる予定としているが,それまでの間,緊急の措置として,現にこの物質を取り扱っている労働者及び過去に取り扱ったことのある労働者であって現在も雇用している者に対して,できる限り特化則にある膀胱がんに関する健康診断項目(別紙2)の検査を実施することが望ましいこと.

また,この物質を取り扱ったことのある労働者であって既に退職している者に対して,同検査の受検を勧奨することが望ましいこと.これらの労働者及び退職者に対する膀胱がんに関する検査の結果については,所轄の労働局又は労働基準監督署にご報告いただきたいこと.

なお,検査結果の報告の内容については,所轄の労働局又は労働基準監督署にご確認ください.

3 特化則に基づく記録の保存期間の延長(現在及び過去取扱事業場)

本通知の冒頭で述べた事案において,現時点までの調査では,膀胱がんが発見されたのが,MOCAへのばく露から30年以上経過していると考えられる者も確認された.

原因は引き続き調査中であるが,MOCAの製造・取扱いを現在又は過去に行ったことのある事業場においては,特化則に基づくMOCAに関する作業の記録,作業環境測定の評価の記録,特殊健康診断の結果の記録について,当面の間,法令上の保存期間(30年間)を経過後も,引き続き,保存していただきたいこと.

注:本通知の別紙1は,本報道発表資料の別添1に同じ.

(別紙 2)

MOCA に係る膀胱がんに関する検査項目

1 対象者に共通に実施する項目

- ① 業務の経歴の調査 (※)
- ② 血尿, 頻尿, 排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ③ 血尿, 頻尿, 排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ④ 尿沈渣検鏡 (医師が必要と認める場合は, 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診) の検査

2 上記 1 の検査の結果, 医師が必要と認めた場合に実施する項目

- ① 作業条件の調査 (※)
- ② 医師が必要と認める場合は, 膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査

(注) 上記のうち (※) の項目については, MOCA に関する特化則の特殊健康診断について調査を行っている場合には, それを確認することで足りる。

(参考資料) 化学物質「MOCA」について

○3, 3' - ジクロロ -4, 4' - ジアミノジフェニルメタン (略称 MOCA, MBOCA)

- 別名 「4,4' - メチレンビス (2-クロロアニリン)», 「ビス (4-アミノ-3-クロロフェニル) メタン」など
- CAS 番号 101-14-4
- 外観 無色の結晶又は淡茶色のペレット
- 融点 110°C
- 沸点 378.9°C
- 用途 防水材, 床材や全天候型舗装材などに利用されるウレタン樹脂の硬化剤
- 労働安全衛生法令の適用
特定化学物質障害予防規則の特定第 2 類物質, 特別管理物質 (1976年~)
労働安全衛生法のラベル表示対象物質, SDS 交付対象物質

管理濃度 0.005 mg/m³ (1995年~)

• 有害性情報

IARC (国際がん研究機関) グループ 1
(ヒトに対して発がん性がある) (2010年)

日本産業衛生学会 発がん分類 2A (ヒトに対しておそらく発がん性がある)

許容濃度 0.005 mg/m³ (1993年)

経皮吸収による健康障害

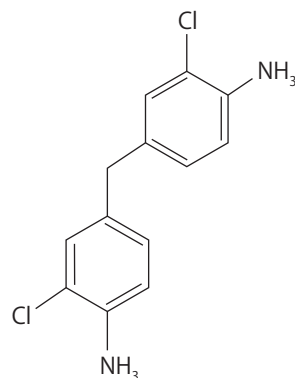
ACGIH (米国産業衛生専門家会議)

発がん性区分 A 2

(疑わしいヒト発がん因子)

TLV-TWA 0.01 ppm = 0.11 mg/m³
(1991年)

経皮吸収による健康障害



※ 特定化学物質障害予防規則 (特化則) では, 規制対象物質を①製造設備の密閉化, 作業規程の作成などの措置を条件とした製造の許可を必要とする「第 1 類物質」, ②製造・取扱設備の密閉化または局所排気装置等の設置などの措置を必要とする「第 2 類物質」, ③主として大量漏えい事故の防止措置を必要とする「第 3 類物質」に分類して, 健康障害の防止措置を規定している。「特定第 2 類物質」は「第 2 類物質」の細分類であり, 当該物質の製造設備を密閉式とする等の必要がある。

また, 第 1 類物質, 第 2 類物質のうち, 職業がんなど労働者に重度の健康障害を生じるおそれがあり, その発症までに長い期間がかかるものについては, 「特別管理物質」として, 作業記録, 健康診断の結果を 30 年間保存すること等を義務付けている。

○ 労働安全衛生法第57条の4第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件

(平成28年9月27日厚生労働省告示第355号)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条の4第1項に規定する新規化学物質について同項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称を次のとおり公表

する。

(編注:名称.略.厚生労働省ホームページ参照.)

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H160927K0010.pdf>

○ 作業環境測定基準の一部を改正する件の適用等について

(平成28年9月29日基発0929第1号,厚生労働省労働基準局長名,都道府県労働局長宛)

作業環境測定基準の一部を改正する件(平成28年厚生労働省告示第358号.以下「改正告示」という。)が、平成28年9月29日に公示され、平成28年10月1日から適用されることとなった。その趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

本改正は、「平成26年度第1回管理濃度等検討会」及び「平成27年度第2回管理濃度等検討会」における検討結果を踏まえ、弗化水素及びホルムアルデヒドの分析方法を改める等の改正を行うものである。

第2 改正の要点

1 作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)の一部改正について

- (1) 弗化水素の分析方法について、従来は吸光度分析方法のみであったが、高速液体クロマトグラフ分析方法を追加したこと。
- (2) ホルムアルデヒドの分析方法について、従来は高速液体クロマトグラフ分析方法のみであったが、ガスクロマトグラフ分析方法を追加したこと。

2 適用期日

改正告示は、平成28年10月1日から適用することとしたこと。

第3 その他

弗化水素の分析を高速液体クロマトグラフ

分析方法で行う場合は、イオンクロマトグラフ分析方法によること。また、ホルムアルデヒドの分析をガスクロマトグラフ分析方法で行う場合は、ガスクロマトグラフ質量分析方法によること。

第4 関係通達の一部改正

1 昭和51年2月18日付元発第206号通達の一部改正

昭和51年2月18日付け基発第206号「作業環境測定機関が設置すべき機器及び設備を定める告示の施行について」の一部を別添(編注:略)の新旧対照表のとおり改正する。

2 改正後の上記通達は、平成28年10月1日から適用する。

※詳細は、厚生労働省ホームページ参照

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T160930K0010.pdf>

《関連》

作業環境測定基準の一部を改正する件

(平成28年9月29日厚生労働省告示第358号)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第65条第2項の規定に基づき、作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)の一部を次のように改正し、平成28年10月1日から適用する。

第13条第3項中「)を含む。」を削る。

別表第一弗化水素の項中「吸光度分析方法」

を「吸光光度分析方法又は高速液体クロマトグラフ分析方法」に改め、同表ホルムアルデヒドの項中「高速液体クロマトグラフ分析方法」を「ガスクロマトグラフ分析方法又は高速液体クロマトグラフ分析方法」に改める。

新旧対照表（編注：略）

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H160929K0011.pdf>

○ 11月は「過労死等防止啓発月間」です ～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

（平成28年9月30日）

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、全国43会場で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談などを行います。

※「過労死等」とは…業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【過労死等防止対策推進シンポジウム等概要】

1 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、11月を中心に全国42都道府県で計43回、シンポジウムを開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

【開催地】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、

京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎

Webからの申し込みは、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

2 国民に向けた周知・啓発を実施します

ポスターの掲示やパンフレット、リーフレットの配布、インターネット広告等多様な媒体を活用し、広く周知・啓発を行います。

- 過労死等防止啓発ポスター
- 過労死等防止啓発パンフレット
- 過労死等防止啓発リーフレット

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000137977.html>

【過重労働解消キャンペーン概要】

1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、厚生労働大臣名による協力要請を行います。

2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介します。

3 重点監督を実施します

長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を行います。

4 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時：11月6日(日) 9:00~17:00

フリーダイヤル：0120(794)713（なくしまし
ょう 長い残業）

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、11月を中心に全国で計60回、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。（無料でどなたでも参加できます。）

[専用ホームページ]

<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

- ・《過重労働解消キャンペーン特設ページ》
- ・(別紙)平成28年度過重労働解消キャンペーンの概要
- ・過重労働解消キャンペーンパンフレット

※厚生労働省ホームページ参照

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

○ 「過労死等防止対策白書」を公表します

～過労死等の現状や過労死等の防止に講じた施策の状況を、白書として初めて取りまとめました～

(平成28年10月7日)

政府は、本日、過労死等防止対策推進法に基づき、「平成27年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」（以下、「過労死等防止対策白書」）を閣議決定しました。

「過労死等防止対策白書」は、平成26年に成立・施行された過労死等防止対策推進法の第6条に基づき、国会に毎年報告を行う年次報告書です。

今回の白書のポイントは以下のとおりです。

- (※)「過労死等」とは…業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいう。

「過労死等防止対策白書」のポイント

1. 過労死等防止対策推進法に基づく初の白

書

2. 過労死等防止対策推進法が制定に至るまでの経緯などについて記載
3. 過労死等の実態を解明するための調査研究（労働者の労働時間だけでなく、生活時間の状況等の労働・社会面からみた調査や、労災認定事案のデータベース構築など）など、平成27年度に行われた過労死等防止対策の取組について記載
4. 過労死等防止対策に取り組む民間団体の活動をコラムとして紹介

■目次

- 第1章 過労死等の現状
- 第2章 過労死等防止対策推進法の制定
- 第3章 過労死等の防止のための対策に関する大綱の策定
- 第4章 過労死等の防止のための対策の実施状況

(資料編)

なお、「過労死等防止対策白書」は、厚生労働省ホームページの下記 URL からダウンロードできます。また、10月下旬から政府刊行物セン

ターなどで販売する予定です。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000138529.html>

○ 「平成28年度 化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書（三酸化ニアンチモン）」を公表します

～三酸化ニアンチモンを規制対象とし、製造・取り扱い業務について、健康障害防止措置を事業者に義務付ける必要があると結論～

(平成28年10月18日)

厚生労働省では、化学物質による労働者の健康障害を防止するため、発がん性などの有害性が疑われる化学物質のリスク評価を行っています。

このほど、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」（座長：菅野誠一郎 独立行政法人 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際センター 特任研究員）を開催し、有害性評価とばく露評価によってリスクが高いと判断された「三酸化ニアンチモン」について、具体的な健康障害防止措置の検討を行い、報告書を取りまとめたので、公表します。

報告書では、三酸化ニアンチモンとこれを含む製剤その他の物を「特定化学物質障害予防規則」の「管理第2類物質」に指定し、事業者に対して、これらを製造、または取り扱う業務について、発散抑制措置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施などを義務付けることが必要であるとされました。

今回の報告書を受けて、厚生労働省では、関係法令の改正を行う予定です。

【別添1】

化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書の概要及び今後の対応

1 検討対象物質

三酸化ニアンチモン

2 検討の経緯

平成27年8月12日に公表された「化学物質のリスク評価検討会報告書（平成27年度第1

回）」において、三酸化ニアンチモンについては、健康障害防止措置の検討を行うべきと評価された。これを受けて「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」において、講ずべき具体的な措置の検討を行った。

3 検討手順

検討に当たっては、業界団体からのヒアリング結果などを踏まえ、健康障害防止措置の具体的な内容、規制による影響を検討した。

4 検討結果

<三酸化ニアンチモン>

三酸化ニアンチモンとこれを含む製剤その他の物を「特定化学物質障害予防規則」（以下「特化則」という。）の「管理第2類物質」※に指定し、事業者に対して、これらを製造し、または取り扱う業務について、発散抑制措置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施などを義務付けることが必要である。ただし、三酸化ニアンチモンの製造炉等に付着した物のかき落とし作業及び製造炉からの湯出し作業については、粉じんを減少させるための全体換気装置等（除じん装置を付設）を設置した上で、呼吸用保護具の使用、粉じんの付着しにくい作業衣等の着用などの特殊な作業等の管理が必要である。さらに、作業場内に堆積した粉じん等からの二次発じんを防止するため、毎日1回以上の清掃及び付着物除去前の保護具等の持ち出しの禁止の措置が必要である。

また、三酸化ニアンチモンの有害性を勘

案し、三酸化二アンチモンとこれを含む製剤その他の物を特化則の特別管理物質に指定し、事業者に対して、作業の記録の保存(30年間)などを義務付けることが必要である。

※管理第2類物質

がんなどの慢性障害の発生を防止するため、ガス、蒸気または粉じんの発生源を密閉する設備、局所排気装置等を必要とする物で、大量漏洩による急性中毒のリスクが低い物質。

5 今後の対応

この報告書を受けて、厚生労働省では、関係法令の改正を予定している。

※以下、厚生労働省ホームページ参照。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000140006.html>

(別添2)

平成28年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書(三酸化二アンチモン)

1 はじめに

職場における化学物質の取扱いによる健康障害の防止を図るため、国では、平成18年度から、重篤な健康障害のおそれのある有害化学物質について、労働者のばく露状況等の関係情報に基づきリスク評価を行っている。

本検討会は、リスク評価において労働者へのリスクが高いと認められた化学物質に関し、ばく露防止措置等の健康障害防止措置について検討することを目的とする。

2 検討の経緯等

平成27年8月12日に公表された「化学物質のリスク評価検討会報告書(平成27年度第1回)」において、三酸化二アンチモンについては、健康障害防止措置の検討を行うべきと評価されたその概要は次のとおりである。

三酸化二アンチモンについては、個人ばく露の測定結果が二次評価値を上回っており、さらに、ばらつきを考慮した区間推定についても、二次評価値を超えていたことから、適切なばく露防止対策が講じられていない状況では、労働者の健康障害のリスクは高いと考えられるため、制度的対応を念頭に置いてばく露リスク低減のための健康障害防止措置の検討を行うべきである。
(措置の検討の対象とすべき作業)
○製造・取扱いの業務

3 検討手順

具体的な措置の検討に当たっては、平成22年度の検討会で取りまとめられた「健康障害防止対策の検討手順」を踏まえつつ、対象物質について検討シートを使用して評価を行った(参考1「健康障害防止対策の検討手順」)。

また、検討に当たっては、化学工業関係団体の計11団体からヒアリングを行った。

4 検討会開催状況

- (1) 参集者(編注:略)
- (2) 検討会の開催経過(三酸化二アンチモンに係る検討)
以下のとおり、計8回の検討会で検討(編注:略)

5 健康障害防止措置の検討結果

三酸化二アンチモン及び三酸化二アンチモンを含有する製剤その他の物を「特定化学物質障害予防規則」(以下「特化則」という。)の「管理第2類物質」に指定し、事業者に対して、これらを製造し、又は取り扱う作業については、発散抑制措置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等を義務付けることが必要である。ただし、三酸化二アンチモンの製造炉等に付着した物(鑄付き等)のかき落とし作業及び炉からの湯出し作業(滓取り、ノロ除去等)は必要不可欠であり、手作業となるため、これらの作業に伴い発生する粉じんのばく露を避けられないことから、粉じんを減少させるための全体換気装置等(除じん装置を付設)を設置するとともに、呼吸用保

護具を使用し、加えて、二次発じん防止のため、ばく露した際に粉じんの付着しにくい作業衣等を着用すること等の特殊な作業等の管理が必要である。さらに、三酸化二アンチモンは、発じんすることから、作業場の床、窓枠、棚等は、水洗、超高性能（HEPA）フィルター付きの真空掃除機等によって容易に掃除できる構造とし、粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上掃除する等の二次発じんを防止するための措置が必要である。そのほか、二次発じんによるばく露防止のため、三酸化二アンチモンを製造・取り扱う作業において使用した器具、工具、呼吸用保護具、作業衣等について、付着した三酸化二アンチモンを除去（真空掃除機で取り除く方法、作業場内で洗濯する方法、作業場間にエアシャワー室を設ける方法、付着物をふき取る方法、作業場の出入口に粘着性のマットを設ける方法等）した後でなければ作業場外に持ち出さないことが必要である。

また、三酸化二アンチモンはヒトに対して発がん性の可能性があることを勘案し、三酸化二アンチモン及び三酸化二アンチモンを含む製剤その他の物を特化則の特別管理物

質に指定し、作業の記録の保存（30年間）等を義務付けることが必要である。

なお、措置内容の検討の過程において、樹脂等で固形化されることにより粉じんの発散するおそれがない三酸化二アンチモンを取り扱う作業においては、三酸化二アンチモンのばく露リスクが低いことが認められたため、措置の対象から除外しても差し支えない。また、三酸化二アンチモンをスラリー化したもの、湿潤化したものは、乾燥した場合に粉じんとして発散する可能性があることから、基本的には全ての措置を講ずることが必要であるが、粉状のものを湿潤な状態（スラリー化したもの、溶媒に溶解させたもの）で取り扱う場合は、密閉化、局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の設置は必ずしも要しない。

〈参考2〉

対象物質の「健康障害防止措置の検討シート」

※以下、厚生労働省ホームページ参照。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000140006.html>

○ 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」と「特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の諮問と答申～オルトートルイジンを特定化学物質として規制します～

（平成28年10月18日）

厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会（会長 樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授）に対し、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」と「特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。

これらの諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 土橋 律 東京大学大学院工学系研究科教授）で審議が行われ、同審議会から、いずれも妥当であるとの答申がありました。

厚生労働省は、この答申を踏まえて速やかに政省令の改正作業を進めます（平成28年11月公布、平成29年1月1日施行予定）。

【政省令案のポイント】（詳細は別添3）

1. オルトートルイジンを特定化学物質に追加

オルトートルイジンを、化学物質による労働者の健康障害防止に関するリスク評価の結果に基づき、発がんのおそれのある物質として特定化学物質障害予防規則の措置対象物質に追加します。

これにより、オルトートルイジンを含む製剤の製造や、これらを取り扱う業務を行う場合には、新たに、化学物質の発散を抑制するための設備の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任などが

義務付けられ、作業環境測定や健康診断の結果、作業の記録などを30年間保存することが必要となります。

2. 経皮吸収対策の強化

経皮吸収によって健康影響を及ぼす可能性が高いとされている物質について、シャワーなどの洗浄設備と不浸透性の保護衣などの使用を新たに義務付けます。

別添 1 諮問文

別添 2 答申文

別添 3 政省令案の概要

※編注：厚生労働省ホームページ参照。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000140067.html>